

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年6月19日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること
  - 注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：アジア地域 担当：産業開発・公共政策部  
案件名：ビジネス環境整備促進のための法制度情報収集・確認調査

1 契約予定期間：2013年8月中旬～2014年3月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外におけるビジネス環境整備や法・司法分野等の調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月3日から2013年7月5日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月3日から2013年7月8日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年7月22日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 8月上旬
- (5) 契約交渉 : 8月上旬

5 業務の目的

近年、経済発展や民主化等が進みつつあり、ビジネス環境を整備する重要性が一層高まってきているミャンマー、バングラデシュ、カンボジアのアジア地域3ヶ国を対象に、当該国における企業の経済活動、ビジネス展開を促進するための支援ニーズが高まっている。

当該対象3ヶ国における経済・ビジネス環境整備の促進には、関連する法制度の整備、改善が不可欠であるところ、その現状と課題を、当該国政府関係機関に加え、本邦及び当該国において事業を展開している日本企業や商工会議所などからのヒアリング等を通じて調査、分析し、その結果、比較的短期的な対処が可能なものについて具体的な改善提案を策定して、当該国関係機関に対して提言を行うことで、当該国にて日本企業が直面する法制度上の課題の解決を促し、もって当該国におけるビジネス環境整備を支援することを目的に、本調査を実施する。

なお、本調査の結果、明らかになった中長期的な取り組みが必要な課題については、将来の協力案件形成の検討につなげていくことも目的としている。

JICAの法整備支援においては、主に基礎法や司法制度改革の分野において、法務省や法律学者等と連携して、相手国の法律関係者のキャパシティディベロップメントも含めた長期的スパンでの協力を行ってきたが、本調査では、これまでのJICAの法整備支援では必ずしも十分に対処できなかった比較的短期的な対応が求められる個別の法制度の改善を支援するとともに、官民連携によるJICAの法制度整備支援の体制強化を図ることも併せて目指している。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ミャンマー、バングラデシュ、カンボジア

(2) 業務内容

ア．情報収集・市場ニーズ調査

調査対象3ヶ国に進出を検討しているもしくは既に進出している日本企業が現地に進出してビジネスを展開していく上での具体的なネックとなっている法制度や規則及びその運用についての調査を行い、その実態及び課題となっている法制度や規則、運用について分析して、優先度が高い課題についての整理を行う。

イ．インテリムレポートの作成

上記の調査結果をインテリムレポートに取り纏めJICAに提示し、上記ア．における調査結果を説明するとともに、法制度分析・改善策策定フェーズにおける調査対象法制度の絞り込みについて検討を行う。

ウ．法制度分析・改善策策定調査

各調査対象国毎に絞り込んだ詳細調査対象法制度に関し、当該法制度、関連規則、運用実態等の詳細について調査を行い、問題点を整理・分析して、これまでのJICA及び他の政府関係機関による支援や提言との整合性も踏まえた、実現可能性のある改善施策案を策定する。

エ．ドラフトファイナルレポートの作成

上記で策定した施策案を含めてドラフトファイナルレポートに取り纏めJICAに提出し、上記ウ．における調査結果を説明するとともに、調査対象国の関係機関へ提示する改善策についてJICAによる確認を経て必要な修正を行う。

オ．現地セミナー実施

調査対象3ヶ国において現地セミナーを開催し、調査対象国の主要関係者・関係機関に対して、調査結果について説明するとともに、上記エ．における検討結果を踏まえて必要な修正を加えた改善策を提示して、相手国関係機関の改善に向けた計画作りを促進・支援する。

カ．本邦成果発表セミナー開催

日本の法整備関係者、法律事務所、民間企業関係者等に対し、セミナーを開催し、本調査の成果を発信する。

キ．ファイナルレポート作成・提出

上記カ．までの結果に基づき、各国において中・長期的な対処が必要と思われる取り組みについても含めた内容をファイナルレポートに取り纏め、JICAに提出する。

< 調査実施にあたっての留意点 >

- ・上記ウ．における調査対象法制度に関しては、調査の途中段階にて、JICAとそれまでの調査結果を分析した結果をもとに、協議して対象国毎に絞り込みを行う予定。
- ・JICA及び他の団体等が実施した関連分野における既存の調査結果・報告等を最大限活用する。

7 成果品等

- (1) インセプションレポート(2013年8月下旬)
- (2) インテリムレポート(2013年10月下旬)
- (3) ドラフトファイナルレポート(2014年2月上旬)
- (4) ファイナルレポート(2014年3月中旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括【評価対象予定者】
- (2) ビジネス環境整備(調査・分析1)【評価対象予定者】
- (3) ビジネス環境整備(調査・分析2)
- (4) 業務調整/セミナー実施監理
- (5) 法制度分析1/法制度分析取り纏め【評価対象予定者】
- (6) 法制度分析2
- (7) 法制度分析3

法制度分析団員は、調査対象国各1名を想定、また法律事務所に所属する弁護士を配置すること(補強又は共同企業体の結成による配置を認めます)。

9 特記事項

- ・本件業務説明会を下記の要領で開催します。  
日時：2013年7月5日(金)16時30分～17時30分  
場所：JICA本部1階111会議室  
参加するコンサルタントは、JICA産業開発・公共政策部法・司法課 金田(TEL:03-5226-6918)に事前に連絡願います。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。